

令和3年第8回大町町議会（定例会）会議録（第3号）						
招集年月日	令和3年12月6日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時 及び宣言	開議	令和3年12月9日	午前9時30分	議長	三谷英史	
	散会	令和3年12月9日	午後0時5分	議長	三谷英史	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席 8名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	三谷英史	○	5	三根和之	○
	2	藤瀬都子	○	6	武村妃呂子	○
	3	山下淳也	○	7	諸石重信	○
	4	鶴崎敏彦	○	8	中山初代	○
会議録署名議員	6番	武村妃呂子	7番	諸石重信		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	坂井清英	書記	田島宏隆		
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	水川一哉	副町長	内田学		
	会計管理者	井上精一	教育長	船木幸博		
	総務課長	岩瀬重義	総務課参事	副島徳二郎		
	企画政策課長	古賀 壯	生活環境課長	井原正博		
	町民課長	西森明広	子育て・健康課長	森 ゆかり		
	福祉課長	宮崎貴浩	農林建設課長	高田匡樹		
	教育委員会事務局長	藤瀬善徳				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和3年12月9日

日程第1 一般質問

- | | |
|-----------------------|----------|
| 7. 令和3年豪雨災害の検証について | (鶴崎敏彦議員) |
| 8. ふるさと納税について | (鶴崎敏彦議員) |
| 9. 被災者生活支援について | (藤瀬都子議員) |
| 10. ひじり学園小学部グラウンドについて | (藤瀬都子議員) |
| 12. 水害対策について | (三根和之議員) |

午前9時30分 開議

○議長（三谷英史君）

ただいまの出席議員は8名でございます。定足数に達しておりますので、令和3年第8回大町町議会定例会3日目は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第1 一般質問

○議長（三谷英史君）

日程第1. 昨日に引き続き、これより一般質問を行います。

一般質問は通告書により順次質問を許可いたします。

4番鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

皆さんおはようございます。4番鶴崎です。議長より登壇の許可をいただきましたので、これより一般質問を行います。

今回、2問質問通告をいたしております。令和3年度豪雨災害の検証について、2つ目がふるさと納税について、今回2問出しておりますが、昨日も2名の議員が災害関係の質問をされております。また、本日、もう一人の議員がされておりますので、私は今回、1問目の

災害の検証については省略いたし、ふるさと納税についてのみ質問させていただきたいと思いますが、議長の許可をお願いいたします。

○議長（三谷英史君）

持ち時間の範囲内で許可をいたします。

○4番（鶴崎敏彦君）

それでは、ふるさと納税について質問いたします。

11月27日の朝刊の1面を見て、驚愕いたしました。大町町の顔である町長の収賄事件で書類送検された記事でありました。前代未聞の出来事で、信じられませんでした。その日のうちに議会にも報告があり、記者会見が行われました。私も記者会見をユーチューブで拝見し、疑義が生じたことについて質問していきたいと思います。町長も何度も事実無根だと主張されておりますので、真摯な答弁をよろしくお願いいたします。

それでは1つ目に、まちづくり振興会について、いつ設立され、その設立の趣意と目的について質問いたします。

2つ目に、返礼品業者の選定基準はどうなっているか、質問いたします。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

鶴崎議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、まちづくり振興会の設立趣意と目的についてという御質問でございます。

ふるさと納税、いわゆるふるさと応援寄附金につきましては、平成27年、私が町長就任以来、公約に掲げておりました財源確保の一環で、貴重な財源としててこ入れを行い、順調に推移することができました。大町町を応援いただいている全国の皆様に御礼を申し上げるところでございます。

皆様の応援のおかげで、子育て世帯の応援である子育て支援や子供たちの健全な教育の充実、定住・移住を含めたまちづくりや子供から高齢者までの福祉の増進、そして、笑顔あふれる元気なまちづくりのためにいろいろな分野で活用させていただいておりますこと、心から感謝をしております。

当時、数十万円だった寄附額も、職員の頑張りもあり、予想をはるかに上回るペースで推移をしておりました。しかし、寄附額が多くなるにつれて、周囲の期待も高くなり、ほかの

市町と比べられることもしばしばありました。人員が少ない中、金額で評価されがちな職員へのプレッシャーや専門性が求められ、非公共的な特殊性を持つ仕事であること、返礼品の開拓、クレーム対応、慣れても数年で異動を余儀なくされるなど、一部の職員に専念させるのは精神的にも身体的にも厳しいと判断し、当時の他市町の動向、実績も参考に、いろいろなことを勘案した結果、専門的な法人設立を考えたところであります。

このことにより、経費の節減はもとより、返礼品や運営体制のさらなる充実、強化、そして、制度のもう一つの目的であった雇用を創出し、起業を促す、また、商工会との連携、イベントの開催など、まちづくり業務も補完しながら町の活性化、振興にもつなげることを目的として、私が発起人として、無報酬の設立時社員となり、平成30年4月に一般社団法人として立ち上げたところでございます。

選定基準については、企画政策課長からお答えをいたします。

○議長（三谷英史君）

企画政策課長。

○企画政策課長（古賀 壯君）

返礼品業者の選定基準についてお答えいたします。

大町町では、返礼品納入協力事業者として、総務省の掲げるふるさと納税制度に合致している事業者かを面接等で経営実態、返礼品などを確認して、あくまでも協力事業者として協力をしていただいております。

以上です。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

まず、1問目の振興会についてお尋ねをいたします。

私、再三、定款の提示について質問をいたしております。この定款というのは、普通の会社では、ホームページに載っていたり、何も隠すようなことではないと思うんですけど、なかなか提示をしていただけませんでした。この定款の提示ができない理由について、明確に答弁をお願いします。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

定款については、最近、提示の要求がありました。大町町が今管理をしている情報、そういう提出物については、添付書類ということで添付されていると考えております。そういう中で、私が管理している情報を、ほかの一般社団法人の定款、これは非常に重要な書類だと思います。それを私が提出するという責任を感じたときに、町でない一般社団法人の定款を提出するのは適当でないというふうに判断をしております。私はその責任を負えない、そういう考えで、当時提出をしなかったということの考えであったというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

この振興会につきましては、実際、100%町の出資会社だと思っております。それで、4月に情報プラザの指定管理者の議案が出されました。そのときに振興会が、今度一緒にFukumoと併せて指定管理者になるという議案でした。そのときも、どういう会社か分からないから定款を出してくださいと言ったんですよね。それでも出せない。出せない何か不都合な記載がされているのか、だから出せないのか、その辺について明確に答弁をお願いします。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

不都合な内容とは思っておりません。この定款が必要だということであれば、この一般社団法人に申請をして、そして、手に入れられたらいいのかなというふうに思っております。先ほども申し上げましたけれども、この一般社団法人から提出されたのは、添付書類として提出されておりますので、それを私が情報管理者としてほかに公開するというのは適当でないというふうに思っておりましたので、提出をしております。

そして、この一般社団法人が100%出資会社というような言い方をされましたけれども、そういうことはありませんので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

100%出資会社じゃないということであれば、誰か社員が出資された方がいらっしゃるん

ですか。

それと、定款については、ほかの人に聞いても、それは出すのは当たり前でしょうと。議案として出されとって何で出さないのと、ほかの人もみんな言われるんですよ。そんな定款なんてね、普通どこでも提示しとかないかんようなもんだと。そして、ホームページでも載せているところもあるというようなことで、定款を出せないというのは、非常にそういうところが疑惑を持たれるんですよ。定款を出せないというのはおかしいなと普通は思うでしょう。皆さん思うと思うんですよ。

この件については、ちょっと時間もありませんので、次に行きますが、この振興会にふるさと納税の委託をされていますよね。その決算書をこの前、決算委員会のときに出していただきました。町長、決算書を見られたことありますか。当然ありますよね、決裁で回ってくるので。この決算書を見て、何も思いませんか。私、役場に36年おりましたけど、こういう決算書は見たことないですよ。委託料支出、言いましょうか。寄附受付情報管理業務一式321万3,048円、カスタマーズコールセンター業務一式306万908円、受領書、お礼状の作成送付業務一式420万44円、返礼品発注発送管理業務一式259万7,200円、ワンストップ特例申請処理業務一式210万円、返礼品企画開拓及び調整業務一式703万8,800円、ふるさと納税ポータルサイト掲載更新業務一式210万円、それと、問題はここなんですけど、ウェブプロモーション業務一式4,004万円、これは再委託ですよ。町が実際できる分だと思いますけどね。

それで、こういう決算書はないと思うんですよ。普通は委託料ですから、もちろんゼロ精算ですよ。それで、普通やったら人件費が幾ら、光熱水費が幾ら、消耗品が幾ら、リース借上料が幾らとか、そういうふうな決算書でしょう、普通は。これなんか、寄附受付情報管理業務一式321万3千円とか、こういう決算書は見たことないですよ。町長、おかしいと思いませんか。

それともう一つ、さっき言いましたように、ウェブプロモーション業務4,004万円、これは再委託ですよ。どうして町が真っすぐできないのか、答弁をお願いします。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

私も決算書は見させていただいて、特段違和感はありませんでした。決算書については、精査をして、不備な部分があれば指導させていただきたいというふうに思いますし、そして、

委託先の人件費が必要とか言われますけれども、私はそうは思っておりません。

そして、再委託と言われたですかね。それについては、私、再委託かどうかは分かりませんが、下請なりなんなりに出されているものというふうに思いますし、その分も含めて委託をしております。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

町長もなかなか分かっていらっしゃるんですが、再委託は普通駄目なんですよね。ウェブの会社に振興会から委託しているんですよ。町はこの分まで委託する必要ないと思うんですよ。町が真っすぐ委託すればいいことであって。

それはそれとして、次に行きますが、それと、まちづくり振興会が、例えば、農家の人がお米を送らないといけないということで、自分ではできないので、振興会のほうに持込みで来られますよね。そのときに1件200円の手数料を取られているんですよ。年間1,000件あれば20万円ですよね。そういうのは全然決算書に載っていないんですよ。これは業務に携わった収益でしょう。この決算書には何も出てきていませんよ。そのお金というのは何に使われているんですか。何も出てきていないですよ。そういうのを聞いたことありますか。何に使われているか、町長、御存じやったら教えてください。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

様々な業者の方がいらっしゃいますし、農家の方、商売をされている方がいらっしゃいます。その方々が手軽に返礼品として扱えるように、その手続を振興会はしているというふうなことは私も把握しております。そのための手数料を取っているんだろうというふうに思います。一般社団法人のそういう仕事の中身について、大町町の委託料の中の決算について提出しなければならないとは私も思っておりませんし、そしてまた、最終的にはゼロベース精算をしておりますので、委託をして残ったお金は大町町に返すと、精算するという形で運営をされているというふうに把握をしております。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

もちろん委託はゼロ精算ですよ。だから、言いましたように、1回200円手数料を取っているんですよ。この分が例えば20万円入れば、委託料は20万円少なくて済むわけでしょう。今まで精算で返ってきたことないと思うんですよ。全部委託した額。だから、1回当たり200円の手数料は果たしてどこに行っているのかというのを聞いているんです、実際は。飲み食いに使われてもいいんですかね。だから、その辺をちゃんと後で調べておってください。

次に参ります。

次に、返礼品についてお尋ねをいたします。

まず、先ほど言いましたように、私もユーチューブで記者会見を全部見せていただきました。その中で、まず最初に私が疑問に思ったのは、町長自らが自分の親しい知人女性に声をかけて起業をさせたということでは言われましたよね。言われているんですよ、聞いていますので。それ自体が便宜の供与じゃないですか。自分の親しい知人女性にふるさと納税返礼業者になりませんかということでは言われたこと自体が便宜の供与だと思うんですよ。なぜかといいますと、昨年、高知県の奈半利町で同じような収賄事件が起こっております。これは職員なんですけどね。その職員が納入業者にまだなっていないときに業者のところへ行って、もうかりますから納入業者になりませんかということが事の発端で始まっているんですよ。全く同じ構図じゃないですか。皆さんに声かけすれば分かりますよ。例えば、町のホームページとか広報とかで、ありませんかとか。ピンポイントに行かれていますよね。これは便宜の供与やないですか、どう思われますか。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

よくお調べになられていると思いますけれども、私がピンポイントにその方にもうかりますからやってみませんかと言ったことはありませんし、私、会う方、会う方、様々な方々にお声をかけております。これは起業を促す、雇用を生むというようなことでやってきたことです。その中で、今言われたようなことがあるのかなと思いますけれども、それは私も今まで真摯にお答えをして、そして、それを判断されると思いますので、またこれからもそういう事情を聞かれると思いますので、そのときも同じように説明をさせていただきたいという

ふうにしております。1つの業者に便宜を図るということはありませんので、その辺、御理解をよろしくお願いします。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

だから、先ほど言いましたように、実際に町のホームページとか広報ですれば公平公正になると思うんですよ。自分の知人とか親しい人にばかりやったら、そういうふうに公平公正さに欠けるでしょう。私の知り合いなんか何も声かけられていませんよ。

それと、次に行きますけど、書類送検されたあなたの知人、女性グループはふるさと納税の事業者と登録される前は、何か事業をされていたんですか。経営実態をどのように把握していましたか。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

ちょっと先ほどの御質問でありましたけれども、様々な方に声をかけている。特に、商工会とか農家の方にも声をかけております。鶴崎議員のお知り合いには声をかけなかったんだろうというふうに思います。

そして今、個々の事業者のことは、ちょっと私はこの場では答弁を差し控えたいと思います。なぜならば、私はそういう事実はないということで再三申し上げておりますので、相手のことに対して、当然相手にもないということですので、その辺のところは、今後、事情を聞かれるときにお話をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

相手のことやなくて、町の返礼品業者に指定をしたんでしょう、町が認定をしたんでしょう。——何で、返礼品会社になっている人でしょうもん。フルーツを売る人やろう。いやいや、だから、町としてどのようにして経営状態を把握して確認したんですかということですよ。その方は実際的には何もされていない方と私も知っています。素人でしょう。何も事業されていないでしょう。その時点で町長が起業しませんかと声をかけられたときに、この女

性は県外のフルーツを扱うルートを知っておられたのか、それとも、町長、あなたがフルーツを紹介したのか、その辺が分かれば教えてください。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

先ほども申し上げましたけれども、個々の業者について、私がここで話すことはありません。さっきは認定と言われたのですかね。業者さん皆さん、協力事業者として返礼品の出店をお願いしているというふうに聞いております。その応募については、先ほど課長が言いましたとおりでございます。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

個々の事業者と言いますけど、書類送検をされた町長と、その返礼品協力業者の女性、書類送検されているんでしょう。だから、事実を確認しているんですよ。あなたも嫌疑、事実無根だと言っているじゃないですか。そしたら、ぴしっとこの場で説明したほうがいいと思うんですよ、実際的に。私は事実無根ですと、便宜も図ったことはありません、お金ももらったことありません、いつも言われているじゃないですか。だから、一番最初に言ったように真摯に答弁をお願いしますということを行ったんですよ。

それでは、個々の業者について答弁できませんと言われたら、質問もなかなか難しいですけど、もう一つ、町長は記者会見で総務省も認めているということをおっしゃっていますよね。それは何を根拠に言われているんですか。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

私が記者会見の中で申し上げたのは、記者の皆さんの質問にお答えした中での記者会見だったと思います。私は正確に言えば平成30年度の中での話を、大町町は資源に乏しいということで、フルーツアドバイザーという人材を活用して役務の提供ということで当時申請をして認められたというところをお話ししたつもりです。そしてまた、総務省側としては、今現在、大町町からそういう申請はないですよというような言い方なんだろうと想像をしてお

ります。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

それは総務省が2019年6月に、返礼品3割、地場返礼品ということで改正がされましたよね。それ以降もこの県外産フルーツを扱っているじゃないですか。扱っていますよね。だから、それが便宜の供与じゃないかと言われているんじゃないですか。私も新聞報道だけでは駄目だと思って、総務省に直接電話で聞きました。県外産フルーツ、論外ですよと言われてました。

それと、これは役場にも来ていると思うんですが、令和2年7月16日、総税市第56号、通達ですよ。その中のQ&Aがついているんですよ。先ほど町長は役務の提供とか言われましたけど、これは区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものとはという問いに対して、認められないと考えられる例ということで回答がありました。全く合致するんですよ。これは区域内事業者がパッケージしている区域外で生産されたフルーツ、ぴしっと書いてあるんですよ。当然、通達は来ていると思いますが、見られたことがありますか。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

通達については存じ上げております。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

そしたら、存じ上げているということは、確信犯ですか。実際的に2019年以降も、今年3月まではやっていたんでしょう。通達を知っていてやっていたということは、これは便宜の供与でしょう、当然。

それと、もう一つ聞きますけど、書類送検された協力業者さんは4月にやめられておりますよね。実際、私は今年3月にこのフルーツを県外ということで一般質問しようと、いろいろ調べていたんですよ。そしたら、2月にホームページから削除になっていたんですよ。だ

から、3月に一般質問しませんでした。消えとったけんね。そしたら、議会が終わって、ちょっといろいろ議会の反省会とかやっていたら、3月にまたホームページに載っていますよという情報をいただいて見たら、確かに3月に載っていたんですよ。そいけん、どうしてかなと、この辺が不思議になって、そして、この人たちは4月からやめられているんですよ、多分ね。この辺から捜査が入ったからやめられたんですかね。その辺、分かりますか。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

先ほどは見たことあるかと聞かれたので、存じ上げているという答えをして、確信犯とか言われるのは本当に心外です。言われたことにお答えをしたということです。

そしてまた、先ほど平成30年度に役務の提供ということで、返礼品として扱ったということを書いておりました。そして、令和2年10月なりで、それまでは役務の提供ということで返礼品として扱っておりましたけれども、ここで総務省のほうから、それは厳しいというようなことがあったということで、組合せ産品として切り替えていくということで、中身を地場産品とずっと切り替えていくということで、さらに返礼品として扱っていたということです。そしてまた、今年3月に、切り替えていく改善ができていないということで、商品として廃止をしたというようなことで聞いております。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

なかなかあんまり意味が分かりませんが、実際的に返礼品の制度が変わった時点で、当然これはやめるべきなんですよ。県外産フルーツが駄目というのは分かっていることだから。それを今年3月までに入替えをするからそれまでは、そういうことを総務省が認めるわけないやないですか。記者会見で町長は役務の提供と言われていましたよね。しっかりとと言われていましたよ。これは企画政策課の職員とか振興会も同じ認識ですか。認識やったんですかね。

もう一つ聞きますけれども、総務省に偽りなくちゃんと説明して、許可をいただいたんですか。その辺、お答えをお願いします。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

先ほど記者会見時のことも比較されて言われておりますけれども、先ほども申し上げましたとおり、私が言ったのは、正確には平成30年度に入ってからのことを申し上げたということです。そしてまた、すぐに改善ができなかったというのは、コロナ禍の中で活動が鈍ってきたということは聞いております。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

説明がなかなか弱いですね。

それと、これはフルーツ定期便だったと思うんですよ。そしたら、昨年度の決算は出ていますよね。昨年度のこのフルーツへの支払い額は幾らか、企画政策課長、分かりますか。

○議長（三谷英史君）

企画政策課長。

○企画政策課長（古賀 壯君）

申し訳ありませんが、今のところ資料を持っていませんので、分かりません。必要であれば、後で御回答させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

それとあわせて、企画政策課長、支払い金額と、それに対する寄附額も教えてください。

それと、たしかあれやったですよ、企画政策課長、総務省の調査では納税額が多い品目を記載するようになっていましたよね。このグループの総額は報告されていますか。

○議長（三谷英史君）

企画政策課長。

○企画政策課長（古賀 壯君）

お答えいたします。

このグループの報告があったかどうか、ちょっと記憶にございませんが、恐らく金額が多ければ記載をしていたと認識しております。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

記載をしていたかと思えますとか、これだけ騒動になっているけん、やっぱりその辺はちゃんと分かっているんじゃないかと思うんですけどね。

それでは、町長は事実無根ということはいっぱい言われていますよね。警察が実際疑惑を持って捜査をして、書類送検をされていますよね。疑惑を持つような事実というのはあるんですか。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

私は事実無根ということでお話をしておりますので、私が便宜を図った、あるいは金品を要求したり、もらったということはありません。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

それでは、例えば、そのグループからお金を預かっていたとか、町長の身内が報酬を受け取っていたとか、顧問料や相談料などという名目で受け取っていたとか、そういうのはないですよ。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

今の話はちょっと聞いてびっくりしましたけれども、そういう捜査の中で、中身については話すことはできませんし、私が先ほど言いましたけれども、そういう事実はありませんので、疑われるような事実はないと私は思っておりますので、その辺のところは今後しっかりと事情を聞かれる中で説明をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

ですから、町長、ないならないと言ってもらえばいいんですよ。こういうことはないでしょうねと聞いているんだから、なければないと答えてもらえばいいんですよ。事実無根とおっしゃるんですからね。そういうのはないんですよ。

そして、このフルーツの分は定期便でしたよね。4月からやめられたと聞いていますが、企画政策課長、未発送の分とかはあるんですか。

○議長（三谷英史君）

企画政策課長。

○企画政策課長（古賀 壯君）

未発送についてはございません。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

町長もいろいろ今から、議会が終われば、検察も本格的に捜査に入ると言うんですよ。そしたら、本当に公務に支障がないとお考えですか。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

今までも警察のほうから事情を聞かれておりましたけれども、公務には影響はあっておりませんので、今後もそのような形で対応させていただきたいというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

今までは捜査で、まだ書類送検をされていない状態での捜査だったと思うんですよ。今回は書類送検された後に今から検察が調査をするんですから、実際的には本格的にあると思うんですよ。多分、そういう公務にばかり検察のほうも協力できない部分というのもあるかも分からない。そうなれば、やっぱり当然公務に支障が来ると言うんですよ。それで、一番心配するのは、町の職員、町長がこういうことになって、いついなくなるかも分からない。そういう状態の中で職員の士気も上がらないと思うんですよ。その辺について、町長はどうお考えですか。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

職員も動揺もあったかと思えます。当然、町民の皆さんも動揺があったのだらうというふうに思っております。そういう中で、文書ですけど、職員のほうにも説明をさせていただいておりますし、職員の仕事に支障がないよう頑張ってもらうようにもお願いをしたところ です。

そして、今言われたことについて、私の進退のことを言われているのかなと思えますけれども、この前も記者会見でも申し上げたとおり、今その進退のことについて考えるべきではないというふうに思っております。しっかりと公務を果たさせていただきたいというふうに 思います。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

進退は考えておりませんということですが、今回の件で、私は疑惑を持たれた時点でアウトだと思っているんです、実際は。捜査をされて、書類送検されています。この事実は消えないんですよ。非常に重いんですよ。まず1つ目、町長は大町町のイメージを著しくダウンさせたんですよ。全国版ですよ、これは。私の知り合いからも、東京からとか大阪からも電話があっっていますよ、大町町はどうなっているのかと。それで2つ目は、町民の信頼を損ねた。3つ目は、さっき言ったような職員の士気を低下させた。

一番大事なのは、ここなんですよ。今後、ふるさと納税は見込めないと思うんですよ。先ほど言いましたように、高知県の奈半利町は総務省の2年間指定取消しをされているんですよ。そしたら、協力業者さんに対しても随分と迷惑がかかっているんですよ。そこは結構大きな金額が来ていたんですよ。それで、工場とか拡張したりなんかしていたところも廃業に追い込まれているんですよ。

だから、今後、ふるさと納税は見込めない。総務省も新聞等を読まれて知っていらっしやいました。そういうところで虚偽の申告があっただとかすれば、当然この指定取消しも含めて検討すると思うんですよ。そうなった場合は大打撃なんですよ。だから、こういうことを踏まえれば、私はあなたに役場の先輩として言いますが、やはり当然辞職すべきだと

考えます。どうですか。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

本当にイメージとか町民の信頼とかいうことが言われることは当然だと思いますけれども、私は事実無根ということをおっしゃるので、その中で今後の捜査の行方を見守っていただきたいというふうに思います。私が今この時点で、先輩のせつかくの忠告ですけれども、辞めるというようなことは考えていないということはこの場で申し上げさせていただきたいというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

ちょっと再度質問しますが、やはり町民の信頼なくして町政運営はできないと思うんですよ。だから、再度お伺いしますが、辞職する考えはありませんか。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

先ほども申し上げましたけれども、町民の皆さんに御心配をかけているというのは、本当に申し訳なく思っております。ただ、今後の捜査は私はしっかりと真摯に受け止めて、身の潔白を説明させていただきたいというふうに思っておりますので、今のこの時点で辞職と、そういうことを考えてはおりません。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

検察が起訴するかしないか。されるでしょう。起訴されないとしても、嫌疑は残るんですよ。嫌疑不十分で不起訴になりますよね。嫌疑というのは残るんですよ。実際的に、さっきも言いましたように、嫌疑を持たれて捜査をされて、書類送検されたという事実は消えないんですよ。非常に重いんですよ。だから、言ったように前代未聞ですよ。町のトップである、町の顔なんですよ。その町の顔である町長が嫌疑を持たれて捜査をされて、書類送検までさ

れたという事実は非常に重く受け止めるべきだと思うんですよ。

そしたら、最後に質問しますが、どういう状況になれば辞職をされますか。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

私にとっても、町にとっても、本当に極めて重要なことだというふうに思っております。繰り返しになりますけれども、これからも真摯に調査には協力をさせていただき、自分の身の潔白を説明させていただきたいというふうに思っておりますので、今どういうふうになったら辞める辞めないとかいうようなことを考えているときではないと、まだまだ今から捜査の行方をしっかり見守っていただきたいというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

議会は議会として、当然、行政事務が適正に行われていたのか、その辺については、特別委員会をつくって、しっかりと調査をさせていただきますので、御協力のほどよろしく願います。

これをもって質問を終わります。

○議長（三谷英史君）

ここで暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（三谷英史君）

議会を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

2番藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

2番藤瀬都子です。2年間に2回の水害被害に遭われ、また、今回初めて被害に遭われたところもあります。心よりお見舞い申し上げます。

私は2点について質問をいたします。

1点目は、被災者生活支援について。

被災者生活支援窓口ではどのような相談を受け付けておられるのか、また、種類ごとの対象件数、申請済件数等をお願いいたします。

賃貸の場合、町営住宅を紹介されているが、政策空き家として確保されていますが、中は湿気が多いところや床が抜けるところがあり、入居するには修理が必要な状態でした。2年で2回も被害に遭うと古い家は補修もできない、家賃が高いと年金生活者は生活していくことができません。安心して住める場所の確保をお願いいたします。

○議長（三谷英史君）

会計管理者。

○会計管理者（井上精一君）

被災者生活支援窓口での種類ごとの対象件数及び申請済件数等についての質問でございます。

被災者生活支援相談窓口は、他の自治体からの応援も受け、令和3年9月8日から中会議室において開設し、ここで各種の相談・申請受付を開始しています。現在に至っては、一部の生活支援メニューにおいて相談・申請受付を継続しております。

この生活支援相談窓口には税の減免や災害義援金等の幾つかの生活支援メニューがあり、災害被害程度により申請受付が区分されております。この災害被害程度とは、大きいものから、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊の床上浸水、同じく一部損壊の床下浸水の7段階に区分されております。このうち、大町町での災害被害程度は中規模半壊から一部損壊の床下浸水までの被害で、合計340戸の家屋が被害を受けております。

これら被災者に対して行ってきた生活支援メニューの概要と対象件数及び申請件数について申し上げます。

まず、税・保険料の減免、医療費の窓口一部負担金免除、災害見舞金の支給、災害義援金の支給、日常生活支援として水道料の免除、し尿くみ取り料の助成、布団や炊飯器等の生活必需品の支給、災害援護資金の貸付け、以上については申請対象者全員が申請済みです。

この種類ごとの対象件数ですが、税の減免については被災された340戸の全世帯員が対象です。

保険料のうち、後期高齢医療保険料は災害被害程度が中規模半壊、半壊の204戸、介護保険料は災害被害程度が床上浸水の248戸の被災された世帯員が対象です。

医療費の窓口一部負担金免除については、災害被害程度が中規模半壊、半壊の204戸の被災された世帯員が対象です。

災害見舞金の支給については、被災された340戸の全世帯員が対象で、339世帯の申請があり、申請者全員に災害見舞金が支給されております。

災害義援金については、災害被害程度が床上浸水の248戸の被災された世帯主の方が対象で、1次配分として佐賀県配分と共に支給されております。

日常生活支援として、水道料の免除、し尿くみ取り料の助成は被災された340戸全世帯が対象で、8月から10月分の3か月分を助成しております。

布団や炊飯器等の生活必需品の支給については、災害被害程度が床上浸水の248戸の被災された世帯主の方が対象で、そのうち希望された218戸の世帯主の方が申請されています。

ちなみに、布団や炊飯器のほか、バスタオル、トイレットペーパー、鍋、フライパン、箱ティッシュといった生活に必要な品々が世帯の人数に応じて支給されております。

災害援護資金の貸付けについては、災害被害程度が中規模半壊、半壊の204戸の被災された世帯主の方が対象で、これについては申請があっておりません。

続きまして、被災住宅の応急修理、被災者生活再建支援金、公営住宅の目的外使用、また、後に追加された生活支援メニューとして、暮らし再建補助金、住宅再建補助金、大町町事業再興頑張ろう応援金といった生活支援メニューは、現在もなお相談・申請受付中であります。

このうち、被災住宅の応急修理については、災害被害程度が中規模半壊、半壊、準半壊の238戸の被災された世帯が対象で、日常生活に欠くことのできない必要な修理費用として59万5千円を限度として助成するものです。先週までに186世帯の申請がありました。

被災者生活再建支援金については、災害被害程度が中規模半壊、半壊の204戸の被災された世帯が対象で、生活再建のための支援金が100万円を限度として支給されるものです。86世帯の申請がありました。

公営住宅の目的外使用については、災害被害程度が中規模半壊、半壊の204戸の被災された世帯が対象で、公営住宅を一定の期間において使用料を免除して提供するものです。現在までに16世帯の方が入居しております。

暮らし再建補助金については、災害被害程度が床上浸水の248戸の被災された世帯が対象で、住宅の修理に対して最大50万円を補助するものです。121世帯の申請がありました。

住宅再建補助金については、災害被害程度が中規模半壊、半壊の204戸の被災された世帯

が対象で、住宅を新築、あるいは購入された場合に最大100万円を補助するものです。今のところ申請はあっておりません。

最後に、大町町事業再興頑張ろう応援金については、令和元年及び令和3年の両年で被害を受けた80人の事業者の方が対象で、再建、再興を目指し、町内で事業を継続する方に、被災した店舗、倉庫、設備、農機具に対して応援金を支給するものです。69人の申請がありました。

以上です。

○議長（三谷英史君）

藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

詳しく説明していただきまして、ありがとうございます。本当に今回の水害、皆様、2年の間に2回も被害を受けられまして、今回、周りを見ておりますと、まだまだ新築の家など、今どこに住んでいらっしゃるのか分からないけれども、まだここは片づいていないねというような家が多うございます。そしてまた、この頃、友達に食材を届けようかなと思って言いましたら、いや、まだ台所が使えないのよねというようなこともあっておりました。

そして、今回、特に思いましたのは町営住宅のことなんですけれども、町営住宅のほうに今16世帯が入っておられると言われましたけれども、その住宅を紹介されたものが、やっぱり中が湿気が多くて、とにかく住めるような状態じゃなかった。それと、床とかが抜けて大変だったというのが、浦川内団地とか京ノ尾団地の場合だったらしっかりしていると思うんですけれども、前の住宅で長屋になっているところなどは特にですね、政策空き家として保存、取っておられるでしょうけれども、なかなかそこを点検してみるということはないと思いますので、いざ、そこをいいですよと言われたときには、結局、修理をしなければならぬ状態。そしたら、ただでさえ普通の戸建ての家なんかも修理がまだできていない状態です。とて入るのには無理。

困っていたときに、たまたま同じところの住宅で、その方が亡くなっておりましたので、その家族が全部荷物を出さなければいけなかったんです。そしたら、その片づけている人が友達に話して、その友達からその困った人は聞いて、その家に入るようになりまして、いろんなものを、処分もされているようですけれども、使えるものは使うということで、ここに入居をされております。

そしてまた、この頃は、別のところでの話でしたけれども、親が亡くなって空き家になった、その家をなかなか片づけられなかったので、今片づけています。その中にいろいろ台所のおたまにしたって、しゃもじにしたって、茶わん碗類にしたって、そういったものは早めに処分しとったら、たまたま別の被災者のところでは、いや、うちはおたまも何もなかとですよというようなことがありまして、それで、利用されることがあれば、その家を、どうせ片づけなければいけないから、そこに行って片づけるようにするというので、今そこで頂けるものは頂くというようなことをされているようです。

今回、町報12月号には空き家特集ということで載っておりました。本当に親がいる間はいいんですけども、亡くなってしまったときには後片づけをしないと、やっぱり近所に迷惑がかかります。この中ではたまたま空き家バンクに登録していてよかったということで書いてありましたけれども、そういったふうに、例えば、家を片づけるとかするとき、片づけるのにも処分料とか要ります。そういった空き家を片づけるときに、その中の物をもし利用する人があれば、そういったところを公開してというか、空き家バンクじゃないですけども、中の物のほうもみんなに分けられるようになっていけばいいのかなと思いますが、一応お答えをお願いいたします。

○議長（三谷英史君）

農林建設課長。

○農林建設課長（高田匡樹君）

2点目の被災者への公営住宅支援についてお答えをします。

持家、賃貸にかかわらず、災害で被災された方については、居住の安定を図り、自立を支援する観点から町営住宅及び県営住宅の目的外使用を支援しているところです。目的外使用許可の対象となる住宅においては、一般入居が可能な住居を中心に提供していますが、個人の希望など諸般の事情を勘案し、修繕が必要な場合は修繕を行って提供しているところです。

目的外使用期間については、自立を支援する観点より6か月となっておりますが、住宅に困窮する実情等を勘案の上、最長2年以内まで使用は可能となっており、使用料については免除し、共益費のみ徴収しております。

また、2年後も、所得要件はありますけれども、手続を経て引き続き入居することができ、所得に応じた家賃を支払っていただくことになります。

なお、今後も公営住宅等を活用し、被災者の居住の安定を図り、その自立を支援する観点

から一時避難場所として活用をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（三谷英史君）

企画政策課長。

○企画政策課長（古賀 壯君）

先ほど空き家バンクのお話がありましたけれども、空き家バンクに今登録されているものはほとんどが売買という形で、売主のほうが片づけまで含めて売買すると、物を置いたまま売買するというところもございます。そういったところにつきましては、今回の一般会計の補正予算にも補助金を計上させていただきましたけれども、空き家の修理とか、その他不要物の撤去という形でそれぞれ上限が50万円と、不要物については10万円を上限に補助金がございます。

結果的にはそれを活用していただくということになるかと思いますが、空き家バンクに登録が基本でございますので、その点よろしく願いいたします。

○議長（三谷英史君）

藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

空き家バンクの中の不用品というか、中の物まで一緒にということで売れば本当に助かりますよね。

私も今回、とにかく住むところがないと困っていた者がいたもんですから、あっちこっち見て回ったりしましたけれども、やっぱり中に荷物が入っておりますし、それを片づけなければいけない、そういった状況になってくると、ちょっと難しいなと思って、本当に悩んでいたところでした。

今回、水害に遭われた方で、やっぱり友達の家がたまたま空いていたというか、親御さんがそこにはいらっしゃらないので、その家がいいよということで、空いて何か月かぐらいだったもんですから、そこに入っていらっしゃる方もあるし、また、お友達がセカンドハウスを持っていらっしゃるので、そこに住んでいらっしゃる方、そして今、大町町のほうで住もうと思っても、やっぱり駐車場が2台ゆっくりと止めるアパートというのが少ないようで、江北町のほうに住んでいらっしゃる方もおられました。

それとあとは、町営住宅なんかを利用できればいいんでしょうけれども、やっぱり民間の

アパートとなりますと、今回は中規模半壊ということで、みなし仮設住宅というんでしょうか、みなし仮設住宅のほうがありませんので、今、自分の家を修理しながら、そしてまた、民間のアパートに入っていらっしゃる方もおられるんですが、そのときには民間の住宅の分というのが幾らかは出るんですかね。町営住宅の場合は安くていいと思うんですけども、民間のアパートを借りたときには当たり前に出していかなければいけないのか、すみません、そこを教えてください。

○議長（三谷英史君）

農林建設課長。

○農林建設課長（高田匡樹君）

みなし仮設住宅ですね、この分については罹災証明で全壊判定の方だけです。最長2年間は無料ということになっております。

以上です。

○議長（三谷英史君）

藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

前回はみなし仮設住宅がありましたけれども、今回はないわけですよね。そのときに住宅のほう、ある方と昨日お会いしましたら、民間のアパートを借りているけど、家賃が6万円ぐらいとおっしゃいましたかね。それと、家のローンを払っていかなきゃいけないので、負担が大きいんですよね。それで、民間のアパートに住んでいる場合には少し補助があるのか、すみません、教えてください。

○議長（三谷英史君）

企画政策課長。

○企画政策課長（古賀 壯君）

お答えいたします。

その場合の補助金は、今回はございません。

○議長（三谷英史君）

藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

聞き方が悪かったと思いますが、とにかく被害に遭って、今回の場合はみなし仮設住宅が

ないということになると、そのままを本人さんが負担していかなければならないんですね。いろいろ補助金がありますので、その中で上手に家賃を確保して、自分の家が早く修理ができるようにということをしていかなければいけないんですよ。本当に大変だと思います。

それと、町営住宅の場合、政策空き家として取っていらっしゃるけれども、さっといったときに、今回、平家というか、そこがちょっと間に合いませんでしたので、今後、定期的に政策空き家をしているからといってそこに手を入れるわけにはいかないと思いますので、今後、来年また何があるか分かりませんので、そういった面では政策空き家のことをもう少しどうにかして取っておくのか、別の家賃が安くて提供できるようなところを確保するか、そこをちょっと考えていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

今回、大変な被害に遭われておられて、家屋について、まだまだ日常が戻っておられない方がたくさんいるというふうにお聞きをしております。本当にお見舞いを申し上げたいと思いますけれども、今のところ政策空き家というのは基本的には入れないというのが基本です。ただ、特別な事情等に配慮をして政策空き家を今使わせていただいております。これは目的外使用ということで説明があったというふうに思いますけれども、そのようなところは法に照らし合わせてやっていきたいというふうに思います。

今、議員が言われましたことについては、他市町もそういう同じ悩みも持たれていると思いますので、先進的な事例等を今後勉強させていただきたいというふうに思っておりますので、ちょっと時間の猶予をお願いしたいというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

すみません、やっぱり住むところがないと本当に不安ですので、そのことは検討のほうをよろしく願いいたします。

次に、2点目を質問したいと思います。

○議長（三谷英史君）

藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

ひじり学園小学部グラウンドについて。

現在は主に社会体育のサッカー部が使用しています。そこに陸上部が利用できるように整備できないか、お尋ねいたします。

サッカー部の練習は、17時から19時にグラウンドを使用されております。相撲場が解体されて、南側は利用されておられません。陸上部が南側を利用して練習ができるように整備できないか、お尋ねをいたします。

○議長（三谷英史君）

船木教育長。

○教育長（船木幸博君）

お答えをいたします。

部活動のことかなというふうに思っておりますけれども、現在のひじり学園の各部活動の活動場所については、新校舎を平成25年に建築した際、学校で決定をされています。

今、ひじり学園南運動場の南側に陸上練習場の整備という御提案をいただきましたけれども、今回初めてお聞きしましたので、まずは学校長、それから、体育主任、陸上部顧問、陸上部外部指導者の意見を聴取したいと考えております。

○議長（三谷英史君）

藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

確かに部活での——社会体育のほうになると言われましたけれども、陸上部の方たちは今、町民グラウンドで練習をされているんですよ。それで、17時ぐらいまでそこを使って練習されているようです。西側に帰る子供たちは自分のかばんを持って帰ってきます。それと、東のほうにいる子供たちは15分までに学校に戻れば、学校のほうに荷物を置いているのを持って帰られるからということです。それと、わざわざグラウンドがあるのに町民グラウンドまで歩いて行って、中には先生たちも2名交代で町民グラウンドのほうに来て練習を見ていらっしゃいます。それと、社会体育のほうで協力していただいている福田さんのほうも毎回練習には見えております。その中で、やっぱり靴にしても、最初にこの靴がいいよということで指定して買ってもらって、あとは自分たちがいいのを買い直していいからということで陸上

のときにその靴で練習をされているようです。だから、グラウンドでしているもんだから、靴も種類が違って、2足か準備しなければいけないようなんですよね。学校の校長先生にもお話をしましたら、そこが整備されたら普通の人でもそこで走ったりすることができるよねということでは言われておりましたが、全体的にはまだ話はされていないと思います。

それと、あそこの南側のほうが、相撲場も解かれましたからですけれども、あそこの前は運動場にたまった水が、排水路もあるんですけれども、その排水路が役立っていないということで、今、農林建設課にお願いして、あそこで土のうを積んでいただいております。そして、みんなここに何で土のうのあつとねということでは言われましたら、元年のときの水害で、ある家が床下浸水になったことがあって、今年の雨季前に、やっぱり心配されておりましたので、すぐ土のうを積んで対処していただきました。

それと、あそこら辺が水が流れ出したりとか、やっぱり排水も問題があるようですので、あんまり南側の運動場としては手を入れていないのじゃないかなということがありましたので、質問をいたしました。ちょっとお答えをお願いします。

○議長（三谷英史君）

船木教育長。

○教育長（船木幸博君）

部活動については学校教育活動の中の一つでありますので、学校のほうにお任せをしております。活動場所については、今、陸上部が町民グラウンドを使っているのも承知しておりますが、それも含めて学校が決定したものというふうに思っております。

ただ、校長から要望等をまだ聞いておりませんので、丁寧な学校長へのヒアリングを行って、今後のことを考えてまいりたいと思います。

○議長（三谷英史君）

藤瀬議員。

○2番（藤瀬都子君）

南側運動場のことでは、ちょっと前にトラブルがあったというようなことはお聞きしましたけれども、深くは存じません。それこそ広報の9・10月合併号でしたけれども、本町の方の川柳が載っていましたので、あらっと思いましたけれども、「南門児童の顔見ずさみしそらう」、あそこの南門は、あそこから出入りするということはほとんどありませんよね。ですから、南門のほうの花とか植えるように場所はあるんですけれども、それもやっぱり本町の

方が手入れをされて、前は花とか植えていらっしやったんですけど、本当に高齢化になられたと思うので、今は何も生えていませんが、草だけは刈り取りをしてあるようです。

そしたらまた、今後は学校のほうとよく話し合いをされて、できましたら整備のほう、それなりにお金がかかるか分かりませんが、本当に先生たちも忙しい中、社会体育で指導していらっしやる福田さんは毎回来ていらっしやいますが、先生たちは2人交代でどちらかがお見えになって指導はされております。そういったこともありますけれども、先生たちもあそこまで、どの先生かは運動のために歩いてきましたと言われてましたけれども、あそこまではちょっと遠いんですよね。そういったことも考えましたときには、そこら辺の検討もしていただきたいと思いますので、あとは学校のほうと話しなればいけないということですので、検討のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（三谷英史君）

5番三根議員。

○5番（三根和之君）

皆さんおはようございます。5番三根和之です。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

2年前の佐賀豪雨に続き、今回、8月に甚大な被害に遭われた方に対し、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、早速本題に入らせていただきます。私の一般質問は、水害対策について質問をいたします。その中で、2点ほど質問をしたいということで考えております。

昨日からそれぞれ治水対策等でお答えをされておりますが、私は今回、小通地区並びに下大町地区まで浸水被害があったということを前提にして質問させていただきます。

1点目は、現在、大町町優良田園住宅の建設をされているものについてです。

今回の水害では予想をはるかに超える量の雨が降り、340戸という数の住宅が被災されております。現在、町では大町町優良田園住宅を造成中ではありますが、今回の水害によってこの建設地の周辺道路についても冠水が見られ、通行止めという事態が発生をしました。

そこで、企画政策課長にお聞きをしたいと思います。この田園住宅における水害対策はどのようにされているかを御質問したいと思います。

続いて2点目は、令和3年度の災害復興についてです。

今回の災害があつてから、町長は武雄市長、嬉野市長と共に国に対し緊急要望を示されました。そのおかげで町は激甚指定になり、被災者の生活再建支援や商業者になりわい補助金の交付にもつながりました。町としても懸命な復旧・復興に努められていますが、町民は来年度にまた水害が来るのではないかと不安がっておられます。どうかこの不安を取り除くためにも、具体的に強い復興プランを町民の皆様にお示しいただきたいと思っております。

また特に、先ほども申し上げましたが、今年度の水害は令和元年度に比べ浸水範囲が広く、被害が拡大しました。そのため、町内に複数のポンプを新增設することが必要だと考えております。これに対して町の考えを答弁をよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、佐賀県は内水対策プロジェクトチームを設置し、市町や関係機関と連携して対策の実現を目指すこととなっております。町として復興対策をどのように考え、住民からの要望などを国、県に対してどのように働きかけていくつもりなのかを御質問いたします。

○議長（三谷英史君）

企画政策課長。

○企画政策課長（古賀 壯君）

大町町優良田園住宅の水害対策についての御質問ですが、事業主体は業者であることから、県が許可した計画からお答えをさせていただきます。

まず、優良田園住宅建設用地に接する町道港町～馬田線の路面高から平均40センチかさ上げして造成を行つておられます。2つ目は、開発により流出形態が変化することで、洪水時における開発区域周辺及び下流地域に対する対策として調整池が設置をされます。3つ目は、建設用地北側、農業用水路ののり面は、大雨のとき水量が多いということで、護岸が崩れるおそれがあることから、のり面のコンクリート張りを計画されております。

この3つの対策につきましては、地元説明会を数回開催し、地元からは水害についての質問が多く、その対策を含めて町からも水害対策をお願ひし、地元の同意を得て申請されております。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

それでは、三根議員の2問目についてお答えを申し上げたいというふうに思ひます。

一昨年に続いて今年も大雨による大災害が発生をし、今回、被災範囲も令和元年を上回り

ました。昨日の質問でもお答えをしましたがけれども、大町町の地形上、六角川上流でオーバーフローした雨は川下の中島、下潟へ流れ込んできます。そして、今年の大雨では、港町、小通、そして、下大町付近にまで達しており、被害が広がりました。当然、大町町でも雨は降っており、一昨年は3時間程度で200ミリを超え、大水害が発生をしました。今回は長雨で、6日間で1,000ミリを超える大雨となりました。

そのような状況の中で、総雨量600ミリ前後だったと思います、内水氾濫が発生したわけですが、これまでもたまった雨は外に出すことで治水対策の対応をしてきたところでございます。しかし、近年の気象変動などを鑑みますと、異常な大雨時に現況のポンプ能力では到底対応が難しく、限界が見えてきていると言っても過言ではないと思っております。大町町にとって排水機場の増設、増強は必ず必要なことだと思っており、あらゆるチャンネル、あらゆるつてを使って要望をしているところでございます。

また、昨日から出ております内水対策プロジェクトにつきましては、副知事をトップとして県庁内で行われたチームで、県内全域にわたっての内水軽減策の検討など、短期、中・長期的な対策を市町の取組も含めて対応されるものと理解をしております。そのプロジェクトIFの事業として、大町町関連の中で下潟排水機場の防水壁の設置、そして、ポンプの増強等が計画をされており、国の査定を受ける準備を進めているところで、当然、町の負担もあるわけでありまして、しっかりと財源確保を含めて対応していきたいというふうに思っております。

さらに、国の激特事業につきましても、河道拡幅、分水路築造等、全面的に協力をしながら、この県の事業、国の事業が早期着工、早期完了ができることを目指して、あわせて、町内のポンプの増設、増強、そして、町内はもとより、六角川流域での関係市町全体での流域治水を進めていく必要があるというふうに考えております。もちろん町民の皆様の意見についても大切にして、しっかり聞いていきたいというふうに思っております。

国、県、町が一体となって短期、中・長期的にやるべきこと、やらなければならないこと、町で取り組めることは全力でやっていきたいと思っております。

○議長（三谷英史君）

三根議員。

○5番（三根和之君）

それでは、第1点の優良田園住宅の件について、先ほども水害対策については3点ほどお

答えをいただいたんですが、実は現場を見ておりましたら、パナソニックの横と、それから、造成の東の面との造成高がそれぞれ違うと。先ほど40センチというような形で申請がされているということですけど、私が思うのは、今回、水害があったことによって、実際的にあそこがつかれば、今現在でも水害で大町町は厳しいかなというような状況がありますが、やはり今回の水害を受けて、優良田園住宅の建設に関する基本方針の中でも上げてあるように、都市部からU・J・Iターンを取り入れるような形の田園住宅の開発をするという需要者像と住宅像というような形を掲げておられますので、あその地区については水害に遭わないというようなことを考え方としていかなければ、実際売買したときにどうなのかなという心配がありましたので、今回、この造成高について、もう少し強い指導というか、具体的にいけば、開発行為の中でも技術的な基準の数値は上がっておりません。造成高をこれぐらいにすればいいというようなことが示しもされないし、国の優良田園関係でも技術的な指導はありません。ありませんが、大町町がこの売買に当たっての支障にならないようなことも必要ではないかなと。

よって、この造成についての再度の質問ですが、当初の認定時と水害があった後の指導というか、ここら辺は企画政策課長としてどういうふうな形で今後していただけるのかなということで御質問をしたいと思います。

○議長（三谷英史君）

企画政策課長。

○企画政策課長（古賀 壯君）

お答えいたします。

まず、当初の図面として、申請前の段階から地元の説明会をされておりますので、また、水害後の状況も業者のほうも確認をされていると認識をしております。その上で、平均40センチの、一番高いところで600ミリという図面高になっておりますので、その中で対応をされておるものと思っております。

うちのほうも開発行為の中で、基準として住民の安全確保ということが出ておりますので、今から変更ができるのかどうかは業者のほうには一応お伝えはしたいと思っておりますし、今後の造成とか、そういったものについては、開発行為のこの基準に沿って水害等の安全基準ということで、幾らかさ上げをすればいいかという基準はなかなか難しいとは思いますが、水害対策についての提言をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（三谷英史君）

三根議員。

○5番（三根和之君）

再度、この造成が今実施されておりますが、実際完成する時期の問題がどうなのかなというところで考えておりますので、企画政策課長のほうに答弁をよろしく申し上げます。

○議長（三谷英史君）

企画政策課長。

○企画政策課長（古賀 壯君）

造成の完成が大体6月ぐらいだというふうには聞いております。状況によっては遅れたり早まったりするかも分かりませんが、計画としては6月の造成の完成と聞いております。

○議長（三谷英史君）

三根議員。

○5番（三根和之君）

6月というのは、来年6月と。そしたら、実際に入居できる状態というのはいつ頃になるんですかね。

○議長（三谷英史君）

企画政策課長。

○企画政策課長（古賀 壯君）

6月に造成工事が終わり、それから、分譲住宅ということですので、建て売りになりますので、31戸の建て売りとなります。これについては大体3か月を見込まれておりまして、大体9月というふうには聞いております。

○議長（三谷英史君）

三根議員。

○5番（三根和之君）

この31戸が完全に売買できるような体制で大町町もそれぞれ協力しながら、また、全国的にPRをしながら入居をよろしくお願ひしたいということで、1点目については終わりたいと思います。

2点目について、町長のほうから答弁がありました。私もよう考えてみたら、今回の治水

については、最終的には焼米の水が多くこちらに流れてきて、焼米のポンプが止まったと。それも含めて今度の浸水面積が大きく広がったというような形を考えております。それを前提にして、国が行うもの、県が行うもの、町が行うもの、この区分を十分考えながらやっていくべきじゃないかなと。

国については、昨日の一般質問でもお答えされたように、国の緊急プロジェクトとして418億円の事業がされている中で、河道掘削をはじめ、分水の関係をショートカットしたりというようなことで实际的にプログラムがあるということですが、やはり住民の目で見れば、本当に实际的に六角川自体が危険水位になるということはどういうふうな対策を取ればいいかなと。六角川の容量自体も实际的に少ないと思うわけですたいね。だから、私は国にお願いをしていきたいというのは、高橋から本当に分水して有明海に直接流すというのか、ショートカットしたところに遊水地を設けたりすれば量的にも足るんじゃないかなという考え方で、下瀉地区の浸水したのをショートカットの中に入れるのか、それとも、管路で分水すればいいかなと。そして、六角川の下にパイプを入れるというような考え方が、実は地区でもいろいろ議論する中で、そういうふうな発想も町民の方も持っておられるということからして、そういうふうな大胆な発想で新たに治水対策をしていただければということで、町長から直接国のほうに働きかけをお願いできればと思っております。

先ほどから焼米の話をしていただきました。昨日の段階で焼米の貯水量も77万トンというような形で、あそこの所有者については白石土地改良区ということでお話をされましたが、实际的に水自体が、今、治水ということで筑後川水系から水を管路で引いて白石地区平野に水を入れております。そういうことからすると、この焼米を本当に低位、水を下げておくというような対策を白石の土地改良区並びに白石地区に町長から要望をしたりするべきじゃないかなということでございます。こういう発想もあるんですよ、焼米から来る水を全部壁を造ってシャットダウンしなさいと、こういうようなこともやはり住民の声としても実はありますので、そこら辺は近隣市町等も十分、流域ということで町長は答弁されましたので、ここら辺の中で言うべきじゃないかなと思っております。

私が冒頭、ポンプの新增設ということでお話をしました。この新の分は实际的に焼米から来た中島地区の現場樋管、この現場樋管の新設をお願いしたいというような形で思って、再三私も水害対策については御質問しております。ここら辺のまず現場樋管の問題もどう思われるのか。

それからもう一点、下大町の排水機場の問題です。

今回、下大町の排水機場もつかり、実はあそこで操作されている人たちが帰られないもので、朝飯を消防団がボートで行って配ったという事態が発生しております。そういうことからして、本当にあそこが現能力でいいのかというような形も私は思っております。

それとあわせて、下瀉の現状として、浸水したら操作員が危ないということからして、堤防に階段を造って上げていくというような要望も下大町のほうからもあります。そういうことを含めて、能力、それから、階段、ボートというようなことも対策としてしていかなければいけないのかなと思っております。そこら辺を町長の答弁よろしくをお願いします。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

今の現状で内水を処理するというのが非常に厳しくなった、そういう気象変動があっている、気象状況が厳しくなっているという中での治水対策を行わなければならないということで、今、三根議員が言われた、別に川を造って水を分けていくというようなことも、実際、長期的な考え方をしたときに、施策としてはそれも一つの方法だということで話は出ております。そしてまた、これはなかなか、よその土地に造る、例えば、大町町だから大町町に造れというようなことになれば大町町のことになりますけれども、その辺のところは、先ほど言いますとおり、流域での治水が必要だというのが他市町にも関係してくることということで、慎重に私も言動をしていかなければならないと思っておりますけれども、当然、今その話は出ております、別に水路を造ったらどうかという話はですね。

そして、そのほかにも、六角川を真っすぐしたらどうかか話は出ておりますけれども、六角川については、満潮時、干潮時と6メートルの潮位差があるということで、それを六角川に収めるためにくねって延長が長くなっているということで、これを真っすぐするためには、大町町でいえば、大町町4キロの中に川が8キロ流れているわけですね、六角川だけです、くねってですね。それを真っすぐするとすれば、4キロの中に倍の河積、川の広さ、面積が要ということで、そういうことも不可能ではないと思っておりますけれども、その辺のところは今後くねったところをショートカットしていく中では一つの考え方だろうというふうに思っておりますけれども、いずれにしても長期的な話になりますので、私たちもそういう可能性というのは探っていかなければならないというふうに思います。

そして、焼米の水位低下についても、当然これも先ほど言いますとおり、流域での治水ということで考えられている。武雄市、あるいは白石町のほうで考えられていることだと思いますし、今回も数メートル下げてもらったというふうに聞いております。

そしてまた、現場樋管にポンプということで、当然これは今も要望しておりますけれども、今後も強く要望していきたいというふうに思います。

ただ、今回、県のプロジェクト I F の中で、まずは下潟のポンプの増強を今査定に向けて御説明していくこととしておりますので、これは県の御支援もあってやっていくということで、ポンプの増強と防水壁の設置については、しっかり査定の中で説明をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、下大町の排水機場の能力アップですね。この辺のところも、高良川も含めて、高良川は0.6トンですね。0.6トンでは足りないということもあって、その辺のところは今でも要望をしているところでもあります。やっぱり県の1級河川ということで、その出口はちゃんとおこななければならないと思いますので、今後、その辺のところはまたさらに要望していきたいと思います。

そしてまた、階段ですね。ボートのお話をされましたけれども、水が入ったら逃げていただくといかんですたいね。ただ、階段については、水が入ってくる時は周りは結構水がまわっていると思いますので、ボートを含めて、階段も含めて、現地を見せていただきたいと思います。ただ、階段については、国の土地になりますので、国のほうにもその辺は説明をして、協議をさせていただきたいというふうに思います。ボートについては、それはできることだと思いますので、よろしく御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（三谷英史君）

三根議員。

○5番（三根和之君）

それぞれ機関に対し、要望をよろしく申し上げます。

そこで、大町町に対して、また、大町町の町民に対して、やっぱり復興プラン、これを力強く発信しなければ安心がならないかなと。昨日からずっと皆さん、来年は本当に大丈夫なのかという声が議員のみんなにもあるんじゃないかなと。そこでの復興プラン、大町町としてプランをやると。この復興プランでは、新聞紙上でも皆さん御存じだと思いますけど、武雄市が3か月後に復興プランを上げました。この中に新しいメニューとして田んぼダムです

ね、それから、新設課、治水対策課というようなことを発表されております。そのことも含めて、本当に来年度までどういうふうにやるのかということが知りたいという町民の声だと思いますので、町長から今、昨日の話でも新しいメニューを言われた事例としては、側溝のしゅんせつなり、下潟の排水機場の擁壁、それから遠隔装置、ここら辺は新しく、今後、国もありますけど、そういうことを言われております。

それで、その復興プランに対する考え方の中でもう一つお願いしたいのは、大町町にはため池が18あります。これを各地区で今管理されております。この管理体制の問題でいろんなことが昨年の水害でもあっておりまして、私も農家出身ですので、やっぱり田んぼに水が要るときに本当に水が欲しいということですけど、今は地元のため池だけじゃなくて、横のため池からの水ももらっているということで、お互いに操作しながら水の配分をやっている状況もありまして、私が最終的にお願いしたいのは、土地改良区でため池管理を一元化して、最終的には土地改良区の水で、これだけの水を、砥石川を空にしてもほかの水を分水するけん、その時期に間違いなく排水をするというような考え方を持っていくべきじゃないかなということからして、一元化についても、特に担当課長にお願いしたいのは、そういう水量の調整、土地改良区の一元化、そういうことを協議していただいて、やるべきじゃないかなと思っております。

もう一点、実はさが県議会だよりというのがありまして、内水氾濫の対応ということである議員が質問された中で、市町や土地改良区と連携協力しながら、クリークや農業用ダム、ため池などの事前放流、低水位管理を行い、空き容量を確保して取り組むというような形で、市町や土地改良区と連携協力してということがありますので、大町町もそういう形の管理体制を含めて、いざ水害のときには事前放流をすると、そして、低位に下げてやるというようなことも必要ではないかなということ、これは町長の考え方と、それから、担当課長の取組を、町長からそれぞれ土地改良区の理事長に言って、協議の考え方を持っていただければと思います。お答えをよろしく申し上げます。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

初めに、治水対策のプランというようなことだったと思いますけれども、まず、今回、大町町は2回の水害を2年間で受けたということで、机上の論法では通じないというふうに私

は思っております。大町町が幾ら大町町だけでやろうとしても厳しい状況であるというふうに現実的に思っておりますし、やっぱり国、県、町が一体となって各計画をまずはしっかり詰めていくことが重要だというふうに思います。

そういう中で、有効な手段があれば、当然それに盛り込んでいかなければいけないと思っておりますし、先ほど田んぼダム等、これは流域治水の中に入っているわけですので、当然やっていかなければならない。ただ、これが中・長期的な対策ということで位置づけられております。田んぼダムというのは、田んぼに水がたまるようにずっとつくり替えていかんといかなんということ、中・長期的な考え方でやっていかれるのだらうというふうに思いますので、それは大町町もため池を使ってやっていく、田んぼを使ってやっていくということ考えております。

ただ、大町町が田んぼが275町ぐらいありますけれども、田んぼダムに効力があると、使えるというのは、上部で水をためておくというような考え方と思っておりますけれども、275町の中の山間部にある田んぼは25町ですので、その田んぼダムに頼るのは結構厳しい。当然、少しでも下に流れるのが上に貯水できるようにしていかなければいけないと思っておりますけれども、その辺のところは効力等も考えながらしていかなければいけないというふうに思います。

そして、課の設置ということもありましたけれども、私が感じているのは、まずは大町町は人員が少ないということで、いろんな仕事を専属でなして掛け持っていてしております。そういう中で、課の設置をして、たしか防災マップ等をまずは策定したいということだったと思います。大町町は、昨日から申し上げておりますとおり、ため池ハザードマップ、防災マップは策定を既にしてしておりますので、特段、違う課をつくって治水対策をやっていくということは今のところ考えておりません。

そして、ため池の管理一元化、これは土地改良区にというよりも、水利組合のほうに、各生産組合のほうにため池の事前放流はお願いをしておりますし、御協力もいただいております。ただ、管理に町が関わるのはどうかというふうに思います。当然、皆さんから土地改良区のほうに一度は提案をしていただいたほうがいいのかなど。そして、土地改良区から町のほうに何か相談があるなら、それをお聞きしたいというふうに思います。町のほうからため池に関して管理とかなんとかは控えさせていただきたい。土地改良区の考え方がどうなのかというのをまずは皆さんで話し合いをしていただきたいというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

三根議員。

○5番（三根和之君）

私の考え方で思うには、その土地改良区の管理については水害対策ということでちょっと考えましたので、やっぱり水害対策に対する考え方を前面に出しながら相談するというような形の方向性は持っていくべきじゃないかなということを言っておきます。

実は下大町の排水機場のお話をさせていただきました。能力がちょっと足りませんので、あと1台増やしたらどうかというような状況もありますが、先ほど現場樋管の話をさせていただきましたが、やはり即排出をするということからして、下大町の負担を下げるというようなことの中で、満江樋管というのが小通地区にあります。あそこの管理を、あそこで事前に下大町まで行かないような形の方向性をすれば、事前排水も、能力のアップじゃなくてもいいかなという考え方も持っております。

先ほど町長も答弁されましたように、現場樋管のほうに、あそこに要望をお願いするというのもありましたが、私たちの地区の水系から考えてみれば、杉谷川を含めて大量の水が満江樋管のほうに流れて、満水、越水というような形の現状が出ておりますので、こちら辺りでもですね、向こうのポンプ増強をしたほうが効率がいいのか、それとも、小通の満江樋管に、単独でもいいですから、ポンプを揚げて、高良川のような形のポンプをつけていくと、そういうようなこともやるべきじゃないかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

ポンプの排水能力のアップということで、それは当然、内水対策に対して大町町の最大の課題であるというふうに思います。ただ、先ほどから申し上げておりました流域で水を収めていこうというような考え方をして、当然、六角川に関わる近隣の全ての町でそういう考え方をされておりますので、昨日申し上げました六角川上流からこちらのほうに水が流れてくるというのを防ぐために、今ポンプを上流でアップしたり、河道を掘削したりしておられるわけですので、先ほどから言いますけれども、国の事業、県の事業が完了すれば当然こちらのほうに流れてくる水は少なくなるというふうに私は考えております。今、多い分がこちらのほうにオーバーフローしてきているという考え方ですので、まずは上部のほうの対策をしっかりしていかなければならないというふうに思っております。

当然、現場樋管のポンプも要望はしておりますので、その辺のところでお聞きいただけるか分かりませんが、まずは下潟から、今回、大きな水害があった部分について治水を強力に進めていきたいというふうに思っております。それに加えて、下大町のポンプ、高良川のポンプも増強ということは当然言っていきたいと思っておりますし、先ほどの避難の仕方、ルート、避難手段についても対応させていただきたいというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

三根議員。

○5番（三根和之君）

それでは、農林建設課長にお聞きをしたいと思います。

県の内水対策プロジェクトチームの設置の中で、担当課長も参加をする組織になっているのか。それから、実は県の予算関係で、この間、新聞紙上でもありましたが、債務負担行為でそれぞれ監視カメラ、水位計等々の予算が報道されております。この予算の中に大町町に対してどういうふうな形の予算が網羅されているのか、メニュー的にもですね、そういうことが何か分かる資料がありましたら報告をよろしくお願ひしたいと思っております。

ごめんなさい、詳しい数字については県の事業と予算額ということで、内水対策プロジェクトチームで、内水監視カメラと水位計を26か所、道路の情報板6基、それから、河川の流水を阻害する堆積土砂を56か所しゅんせつしますということで、約8億2,000万円程度の予算が網羅されているということですが、これに対して大町町に該当する項目があるのかなということでお答えをよろしくお願ひします。

○議長（三谷英史君）

農林建設課長。

○農林建設課長（高田匡樹君）

私自身も予算内容についてはまだ把握はしていないんですけれども、大町町で取り組めるものは率先して取り組んでいきたいと思っております。

○議長（三谷英史君）

総務課長。

○総務課長（岩瀬重義君）

私のほうから、先ほどございました監視カメラについてと水位計、若干御説明申し上げます。

今月、12月、正確な日付は今頭の中にはないんですけど、20日過ぎにプロジェクト I F の監視カメラ、水位計の説明会というか、意見交換会が開催をされて、その場で県のほうから詳細な説明があるものと思っております。

以上です。

○議長（三谷英史君）

三根議員。

○5番（三根和之君）

ありがとうございました。総務課長が参加して行って、それから、農林建設課とお互いに手を取りながら、大町町で取り組むメニューがありましたら、ぜひとも大町町に持ってくるという気構えでそのプロジェクトチームの説明会の中で対応をよろしくお願ひしたい。

最後になりますけど、再度町長にお伺ひします。

住民に対する強い発信ということで私も先ほどから申し上げておりましたが、昨日の段階でSNSの対応をしますよというようなことも議会で答弁されております。そういうことを含めて、やっぱり来年度までに町としてのプランを、こうやっていきますよということを示さなければ町民の安心・安全への不安が拭えないかなということをおもっておりますので、再度質問しますが、どういう形で、いつ発表をされるのかお伺ひして、最後としたいと思ひます。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

三根議員が言われる町民への発信という中で、確かに我々は分かりやすい発信の仕方をしなければならぬというふうには思っております。今後、先ほども申し上げましたけれども、国、県の事業計画、そして、大町町の考え方、これを一体化して分かりやすい発信の仕方をし、そして、昨日も申し上げましたけれども、それを議会の場で報告するなり町報を使ってするなり、あるいは説明会をして発信するなり、その辺のところをしっかりとやっていきたいというふうに思ひます。とにかく全ての計画を、今ちょっとばらばらな計画が同時に進行しているんだよぐらいの説明の仕方では申し訳ないですけど、それを1つにまとめて発信をさせていただきたいというふうに思ひます。

○議長（三谷英史君）

三根議員。

○5番（三根和之君）

これで私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（三谷英史君）

以上で本日の日程は終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。
議事進行につきましての御協力、誠にありがとうございました。

午後0時5分 散会